

マンション

建替促進へ具体化検討

国交省「円滑法」見直し視野

国土交通省は、既存分譲マンションの建て替える。既存分譲マンションの建て替える事例調査や増築、リノベーション（再生）技術の活用促進策の見直しも視野に入れた

具体的な検討に着手する。検討業務を近く外部委託し、現行制度が抱える課題などを整理した上で、マンション建替え円滑化法は2002年12月に施行したが、同法適用による建て替える事例は30件程度しかなく、「建て替

え時期を迎えているストック数に対して、実際の建て替えるが進んでいない」（国交省住宅局市街地建築課マンション政策室）のが実情だ。

策の検討、分譲マンションの再生を進めていく上での制度上の課題整理などを検討する。

団地型マンションのストックの有効活用については、既存住棟の改善に関する技術的課題や民間技術開発に向けた支援・誘導方策、住戸の交換なども含めた円滑な権利変換手法も検討する。

外部委託する検討業務の履行期限は08年3月24日。同省は、委託業務での検討結果を踏まえ、マンション建て替える円滑化法の見直しや運用の改善についての検討を進める。